

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
フロン類の回収等役務	5		
	作	成	令和 8 年 9 月 2 日
	変	更	令和 年 月 日
	作成部隊等名		座間駐屯地業務隊 衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊座間駐屯地業務隊衛生科(以下、医務室という。)において実施する、フロンガス類の回収等について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

フロン類

フロン類とは、“特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律”第2条第1項に規定する特定物質及び“地球温暖化対策の推進に関する法律”第2条第3項第4号に規定する物質をいう。

1.2.2

回収等

回収及び充填をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)仕様書

GLT-CG-Z000001陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)法令等

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第396号）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）

1.3.2 関連文書

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第一種特定製品の

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

a)“フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律”（以下，“法”という。）及び関係法令等に

基づき、官側が準備する行程管理票を使用し、適性にフロン類の回収等を実施しなければならない。

b)フロン類の回収又は充填を行う者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を

受けていなければならない。

2.2 役務対象品・数量

役務対象品及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、陸上自衛隊座間駐屯地業務隊衛生科とする。

2.4 部品の返納

部品の返納は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1—提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	工程表	a)	b)	契約後速やかに。
2	第一種フロン類充填回収業 の登録通知書（写）			
3	行程管理票 c)			フロン類回収後速やかに。

注 a) 部数は、調達要領指定書によって指定する。

注 b) 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

注 c) 法第45条に基づき、行程管理票（引取証明書）を提出する。

4.2 安全管理

フロン類の回収等作業における契約履行中の安全管理は、契約の相手方の責任において適切に実施する。

4.3 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

4.4 官側の施設などへの立入りなど

官側の施設などへの立入りなどは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	6 Q 1 M A A 0 0 0 9
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年9月2日
	作 成 部 課	座間駐屯地業務隊 衛生科
	作 成 年 月 日	令和8年9月2日
品 名	フロン類の回収等役務	
仕 様 書 番 号	5	

指定事項：今回の調達に限り、次のとおりとする。

仕様書 2.2 役務対象品・数量

品名	数 量
フロン類の回収等役務	1